

令和6年6月市議会 環境経済委員会資料

所管事項調査②

目次

新東工場建設工事での法面崩落について・・・・・・・・・・・・・・・・P2～6

環 境 部
令和6年6月

1 概要

(1) 発生日時

令和6年6月10日(月) 午前5時頃

(2) 場所

新東工場建設現場内(戸石町88番地10ほか)

(3) 被災状況

ア 法面崩落

イ 工場棟基礎躯体の一部破損

(4) 設計・施工

JV(三菱・フジタ・MHITC特定建設工事共同企業体)

(5) その他

人的被害なし

【造成範囲(法面)】



2 被災状況

ア 法面崩落前（令和6年6月8日時点）



イ 法面崩落后（令和6年6月10日時点）



2 被災状況（拡大）



工場棟基礎躯体に
崩落法面が覆いか
ぶさっている状態

3 経緯

時 期	内 容
令和5年 2月20日～ 令和5年11月17日	法面工施工 (法面整形2/20～10/4、法枠吹付工4/25～10/31、法尻排水工10/26～11/17)
令和6年 3月18日	既済部分の出来高検査を実施(市) → 既済部分の出来高を確認
令和6年 3月26日	法面の一部に軽微なクラック(0.2mm以下)があることをJVが確認
令和6年 3月27日	JVの設計コンサルタントが現場確認 → 法面の変動はないとの見解(JV)
令和6年 4月 1日	JVが法面の動態(表面変位)観測を開始
令和6年 6月 6日	法面クラックが大きくなってきたため、再度、JVの設計コンサルタントが現場確認 → 現状で崩落の危険性はないとの見解(梅雨明けに法面補強の実施について助言を受ける)(JV)
令和6年 6月 7日	法面補強の件について、現場立会いに来ていた市の監督職員に対して初めて説明があったが、具体的な内容は6月13日開催の定例会議(毎月)でJVから報告する予定であるとの説明があった。
令和6年 6月10日	法面崩落
令和6年 6月11日	JVから長崎労働基準監督署に報告
令和6年 6月12日	長崎労働基準監督署が現場確認を行い、同日、JVに対し、2次被害による労働災害発生の急迫した危険がある状態との理由で労働安全衛生法第99条第1項に基づく避難措置命令を発令
令和6年 6月13日～ 現 在	避難措置命令の発令により、法面の再崩壊対策を講じるまでの間は、危険を及ぼす箇所への立入禁止が命じられているため、建設工事は停止中

4 今後の対応

JVにおいて、法面の再崩壊対策を進めていくとともに、法面が崩落した原因究明の調査や法面復旧対策工事の検討・施工を実施していくこととしている。また、法面の崩落による本体工事の工期への影響についても検討していくこととしている。

参考

労働安全衛生法（抜粋）

第九十九条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生^の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。